

委員会提出議案第 4 号

議会委員会条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会  
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 3 年 6 月 22 日提出

議会運営委員会

委員長 江川 慶子

提案理由

常任委員会の活動について、総務文教常任委員会の所管を改正することで、より柔軟  
な対応を可能とするため、この条例案を提出するものです。

## 議会委員会条例の一部を改正する条例

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「こと」の次に「並びに他の常任委員会に属さないこと」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の議会委員会条例（以下「改正前の条例」）の規定により選任された総務文教常任委員会の常任委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の議会委員会条例（「以下「改正後の条例」という。）の規定により総務文教常任委員会の常任委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、改正前の条例の規定により選任された日からそれぞれ起算する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により互選された総務文教常任委員会の委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例の規定により総務文教常任委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 7人</p> <p>総合政策部、総務部、会計課及び教育委員会に関すること並びに他の常任委員会に属さないこと。</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 7人</p> <p>総合政策部、総務部、会計課及び教育委員会に関すること_____。</p> <p>（2） （略）</p>